

危機管理課からのお知らせ

(危機管理課)

1 自主防災会補助金について

- (1) 自主防災組織の資機材等整備事業補助金
- (2) 自主防災組織活動支援補助金

※詳細は、76頁から80頁と様式集13頁から16頁を御確認ください。

2 令和7年度防災訓練の実施日程について

区分	日時（予定）	地区
土砂災害に対する防災訓練	6月1日（日）	茅野区
松原公園津波避難タワー訓練	7月下旬～8月上旬	土肥地区
伊豆市総合防災訓練 （避難所運営訓練）	8月31日（日）	市内全域対象
伊豆市地域防災訓練	12月7日（日）	市内全域対象
津波避難訓練	3月上旬	土肥地区 ※時間は地域の実情に応じ設定

3 中伊豆小学校移転事業に伴う指定避難所の一時変更について

(1) 要旨

中伊豆小学校を旧中伊豆中学校へ移転することにより、施設の一部が使用できなくなるため、指定避難所を一時変更します。

(2) 指定避難所の場所

変更前：旧中伊豆中学校体育館 変更後：中伊豆小学校体育館

(3) 期間 令和7年8月1日～令和10年4月30日（予定）

※4月末の地区回覧にて、該当する地区に周知します。

※詳細は7月の第2回区長会にてお知らせします。

4 指定避難所へのキーボックス設置について

(1) 要旨

職員も被災する可能性があることから、自主防災会でも避難所の開設・運営を行えるよう、指定避難所へのキーボックス設置を進めています。

※令和6年度から継続して実施

(2) 暗証番号の取扱い

各区長・自主防災組織会長・防災指導員には予め番号を伝えます。

また、番号の伝達は、突発災害発生時に配信される情報メール等に暗証番号を記載の上、配信する方法を予定しています。

5 公民館等への同報無線戸別受信機の設置について

(1) 要旨

災害時の情報収集手段として、下記対象のうち、希望のあった際は同報無線の放送を受信する戸別受信機を無償貸与します。

※令和4年度から継続して実施

(2) 戸別受信機とは

同報無線の電波を受信し、スピーカーを通して市からの災害情報や火災・防災情報等の放送を聞くことができます。

(3) 無償貸与の対象

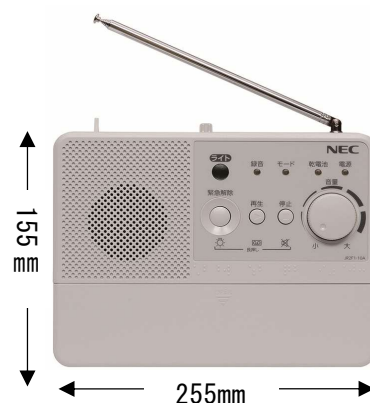
公民館等の自治会集会施設です。

※申込方法等の詳細は、**82頁**と**様式集17頁**をご確認ください。

※対象世帯には、市から御案内しますので、地域での周知をお願いします。



キーボックス



戸別受信機

6 避難所運営補助員の選出及び派遣について

(1) 要旨

令和7年度からの取り組みとして、**風水害**で指定避難所を開設した場合、**状況により、避難所運営補助員の派遣を依頼**します。

(2) 背景

ア 大規模災害では、誰もが被災するリスクがあり、職員をすぐに避難所へ派遣できない場合がある。

イ 避難所の開設が長期化した場合、職員が避難所に張り付けとなることで、災害対応や復旧・復興への遅れが懸念される。

ウ 令和元年台風19号では、1,676人が指定避難所へ避難し、修善寺南小学校には297人が避難した。

(3) 依頼の流れ

以下に該当した場合、状況によって運営補助員の派遣を依頼します。

- ・風水害で指定避難所を開設した場合
- ・その他、市長が必要と認める場合

※事前に避難所ごと輪番制で派遣依頼対象地区を選定し、派遣の際には、市から補助員に電話またはメールで連絡します。

(4) 補助員の選出について

各地区(区・郷・町内会・自治会)から男性1名以上、女性1名以上の選出をお願いしました。未選任の区には改めて御連絡します。

(5) 説明会

避難所運営補助員の方を対象に、下記の通り説明会を実施します。

- 5月13日(火) 19:00-21:00 狩野ドーム
- 5月14日(水) 19:00-21:00 土肥小中一貫校
- 5月15日(木) 19:00-21:00 中伊豆中学校
- 5月16日(金) 19:00-21:00 生きいきプラザ ホール

※運営補助員の方には個別に御案内します。

令和7年度 自主防災会の補助金について

令和7年度の自主防災組織への補助金は、昨年度と同様に『自主防災組織活動支援補助金』及び『自主防災組織の資機材等整備補助金』の2種類です。

添付の申請書と必要書類を添え、期日までに御提出くださいますよう、お願いいたします。

1 伊豆市自主防災組織の資機材等整備補助金

【対象】 申請書に記載の対象資機材の購入に要する経費

【補助額】 (1) 通常

補助対象資機材の購入に要する経費の 2/3 上限：50万円

(2) 「わたしの避難計画」の作成世帯数が9割以上の場合

補助対象資機材の購入に要する経費の 3/4 上限：100万円

※1,000円未満の端数があるときは、切り捨てた額とする。

(但し、予算内での受付となります)

【購入資機材の条件】

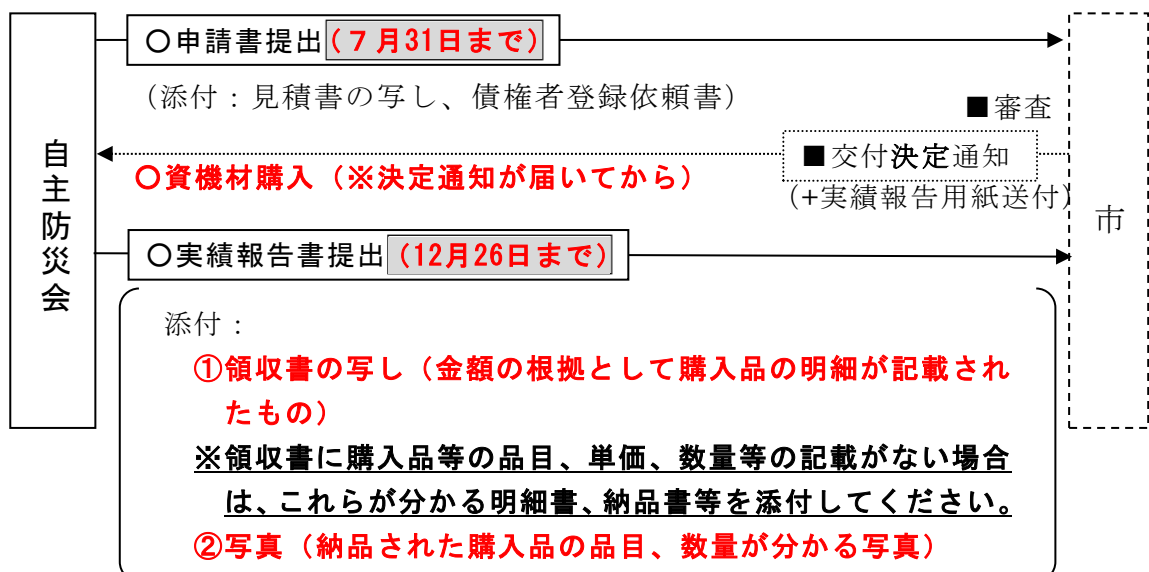
- ① 日本工業規格等に適合し、災害時の使用に耐えうるものとする
- ② 耐用年数期間において、購入資機材の製造先又は販売先から保証を受けられること
- ③ 資機材台帳等を整備し、災害時に地域住民が利用できるように保管するとともに、保守点検、修繕等の管理に努めること
- ④ インターネット経由で購入する場合は、購入前に必ず危機管理課担当者と協議すること

【必要書類】 資機材購入前

- 申請書（別添の様式による）
- 見積書の写し
- 債権者登録依頼書（資機材補助金の申請時に提出された場合は不要）

【申請期日】 **令和7年7月31日（木）**

【交付の流れ】



様式第 1 号（第 5 条関係） 自主防災組織資機材等整備事業補助金 交付申請書

申請書 電子データは、
市ホームページからダウンロードができます。

伊豆市 自主防災補助金 で検索



提出日 → ○年 ○月 ○日

自主防災会名

伊豆市自主防災会

自主防代表者名

会長 伊豆 太郎（押印不要）

記載例

伊豆市補助金等交付規則第 3 条の規定に基づき、下記のとおり補助金等を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

- (1) 補助金等の名称 自主防災組織の資機材等整備事業補助金
(2) 事業の目的 自主防災会資機材の充実
(3) 事業実施時期 開始（着手）予定年月日 交付決定後

購入予定日を記入してください。
実績報告書提出の際にも、
購入日等を記入していただきます。

完了年月日 年 月 日 （金額：円 ※税込金額）

補助の対象資材	数量	金 額	補助の対象資材	数量	金 額	補助の対象資材	数量	金 額
電池メガホン			金テコ			発動発電機		
簡易無線機			鉄線はさみ			ガス発電機用ガスボンベ		
ドローン			ウインチ			充電池・蓄電池		
防災ベスト			エンジンカッター			寝袋		
Wi-Fi ルーター (本体及び付帯工事費に限る)			ウェットボディタオル (保存期間 5 年以上)			リアカー・台車 荷車・一輪車		
LED 合図灯(誘導棒)			標旗、腕章			避難地非常用照明設備		
街頭用消火器格納庫			大ハンマー			防災用テント		
街頭用消火器			片手ハンマー			間仕切り		
バケツ			ジャッキ			簡易トイレ		
土のう袋			ロープ			燃料携行缶・燃料		
小型動力ポンプ			脚立			浄水器		
消火ホース			チェンソー			防災用毛布		
管鎗（ノズル付）			ライフジャケット			防災用サバイバルシート		
パール			担架			炊き出し機		
折りたたみはしご			リヤカー			カセットコンロ		
のこぎり			救急セット			カセットボンベ		
掛矢・斧			A E D			非常食(保存年限 5 年以上)	50 食	16,200
敷きマット			ヘルメット			保存水(保存年限 5 年以上)	120 本	19,440
スコップ（角・剣）			車いす			防災倉庫(修繕・撤去含む)		
つるはし			強力ライト			その他	()	
くわ・なた			ビニールシート				()	
コードリール			ポリタンク類				()	
マスク・消毒液			非接触体温計				()	
モバイルバッテリー			大型送風機				()	
総事業費の財源内訳			市補助金		地区負担	合 計		
			記入不要です			35,640		

添付書類

- (1)見積書の写し（カタログではなく、見積書のコピーをご用意ください。添付書類も忘れずをお願いします。）
(2)債権者登録依頼書（※活動支援補助金の申請時に提出済の場合は、提出不要です。）
(3)「街頭用消火器格納庫」・「防災倉庫」を購入する地区は、設置箇所のわかる地図
(4)わたしの避難計画作成報告書（わたしの避難計画の作成が世帯数の 9 割以上に満たない場合は、提出不要）

2 伊豆市自主防災組織活動支援補助金

【補助対象】 防災訓練等の訓練、研修及び啓発事業に係る消火器、医薬品、備蓄食料、炊き出し訓練時の原材料、飲み物（アルコール以外）、文房具等の購入経費

【補助上限】

(1) 通常

自主防災組織構成世帯数（4月1日現在、回覧等配布物各戸配布数）×200円

(2) 「わたしの避難計画」の作成世帯数が9割以上の場合

自主防災組織構成世帯数（4月1日現在、回覧等配布物各戸配布数）×400円

【必要書類】

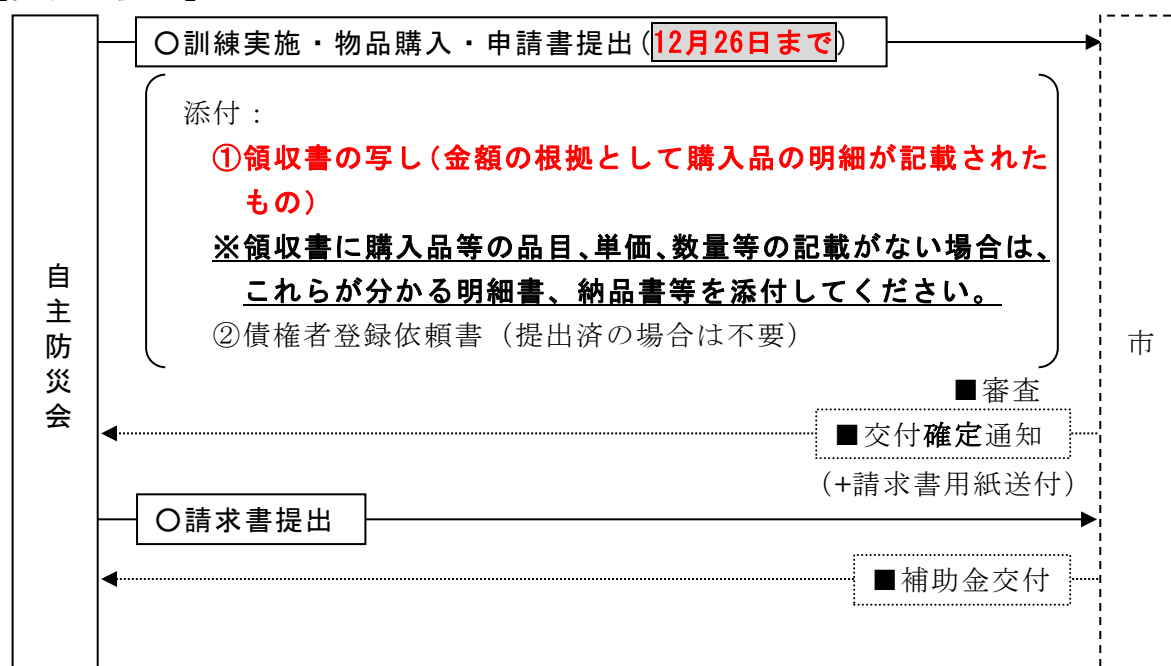
○申請書

○領収書の写し（金額の根拠となる、明細が分かる領収書）

○債権者登録依頼書（資機材補助金の申請時に提出された場合は不要）

【申請期日】 **令和7年12月26日（金）**

【交付の流れ】



【担当（書類提出先）】 本庁 危機管理課 TEL72-9867
中伊豆支所（防災担当） TEL83-1111
天城湯ヶ島支所（防災担当） TEL85-1111
土肥支所（防災担当） TEL98-1111

提出先アドレス：zishubo@city.izu.shizuoka.jp

申請書 電子データは、
市ホームページからダウンロードができます。

🔍 伊豆市 自主防災補助金 で検索



伊豆市自主防災組織活動支援補助金 交付申請書

伊豆市長 様

申請書 電子データは、
市ホームページからダウンロードができます。

伊豆市 自主防災補助金 で検索



「完了年月日」より後の日付
※領収書の日付の一番遅い日以後

〇〇年 〇〇月 〇〇日

自主防災会名

記載例

伊豆市 自主防災会

自主防代表者名

伊豆 太郎（押印不要）

伊豆市自主防災組織活動支援補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり補助金等を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請

(1) 補助金等の名称 自主防災組織活動支援補助金

(2) 市補助金額 15,066 円

(該当する方に○)

各区の
回覧等配布物各戸配布数
(4月1日時点)

上限	80 世帯	×	200 円 (400 円)	=	16,000 円
----	-------	---	------------------	---	----------

【該当する方に○】

通常は、200 円です。

※わたしの避難計画9割以上
作成完了の場合、400 円で

※わたしの避難計画の作成が世帯数の9割以上で完了の場合は、400 円となります。

(3) 事業の目的 自主防災会の体制強化、住民の防災意識の高揚

(4) 事業実施時期 開始 着手年月日

年 月

完了 完成年月日

年 月

開始

⇒領収書日付の一番早い日以前

完了

⇒防災訓練等の活動を行った日

補助事業計画書

(金額：円)

事業内容	数量	金額
防災訓練用 お茶代	160本	11,200
避難訓練用 メガホン乾電池	3組	1,230
炊き出し訓練用 食材	1式	2,636
合 計		15,066

2 添付書類

添付書類も忘れずにお願いします。

(1) 領収書 (金額の根拠として購入品の明細が記載されたもの)

※領収書に購入品等の品目・単価・数量等の記載がない場合は、これらがわかる明細書・納品書等を添付してください。

(2) わたしの避難計画作成報告書 (わたしの避難計画の作成が世帯数の9割以上に満たない場合は、提出不要です。)

(3) 債権者登録依頼書 (資機材補助金の申請時に提出された場合は、提出不要です。)

提出先アドレス：zishubo@city.izu.shizuoka.jp

わたしの避難計画 作成報告書

記載例

伊豆市自主防災組織の資機材等整備事業補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり「わたしの避難計画」の作成結果を報告します。

各区の回覧等配布物各戸
配布数（4月1日時点）

区における同計画の作成世帯数を記入
※集計は各区にてお願いします。

作成率を記入してください。

世帯数 ※各年度の4月1日における回覧等配布物各戸配布数を記入。	「わたしの避難計画」 作成世帯数	「わたしの避難計画」 作成率
100	90	90%

上記の作成結果について、相違の無いことを証明します。

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

区

自主防災会

伊豆市 自治会

会長 伊豆 太郎 印

【注意事項】

※自主防災組織の補助金の申請時に、この様式を提出してください。

（わたしの避難計画の作成が世帯数の9割以上に満たない場合は、提出不要です。）

※世帯数には、各年度の4月1日における回覧等配布物各戸配布数を記入してください。

※「わたしの避難計画」の作成世帯数は、各自主防災組織で集計し、記入してください。

「わたしの避難計画」の作成が世帯数の9割以上に満たない場合は、提出不要です。

同計画の作成が世帯数の9割以上の場合、補助額が変動します。

※活動支援補助金の場合：上限200円⇒400円

※資機材補助金の場合：購入経費の2/3、上限50万円⇒購入経費の3/4、上限100万円

公民館等への同報無線戸別受信機の設置について

(危機管理課)

1 要旨

市では、アナログ同報無線設備のデジタル化工事が完了したことから、公民館等を対象に、災害時の情報収集手段として、デジタル化に対応した「同報無線戸別受信機」を無償で貸与しています。

2 戸別受信機とは

- ・同報無線の電波を受信し、スピーカーを通して、市からの災害や火災、お知らせ等の放送を聞くことができる機器です。

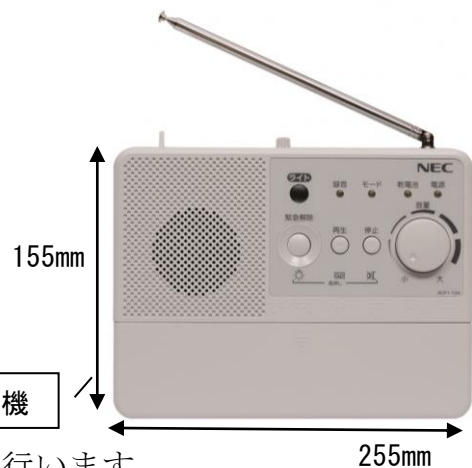
※今後も、アナログ波を受信する既存の防災ラジオ・戸別受信機は継続して使用できますが、将来的にはアナログ波を廃止する可能性があります。

3 無償貸与の対象

- (1) 市内の公民館等の自治会集会施設
- (2) 同報無線の屋外放送の聴取が困難な世帯

4 設置について

- ・設置作業は、請負業者が各対象先を訪問して行います。
- ・設置先の電波の強度により、屋外にアンテナを設置する場合があります。



5 申込方法

- ・「公民館」で新たに貸与を希望される場合は様式集17頁をご提出ください。
- ・「75歳以上のみで構成される世帯の世帯主」に対しては、市から希望調査を実施しており、希望世帯には貸与を行っていますので、区内での周知に御協力をお願いします。